貝塚市市民カメラマン募集要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、広報紙、市ホームページ、市公式のFacebook、LINE、YouTube、
 - Instagram、つげさんFacebook、つげさんTwitterその他市の情報発信を行うための媒体(以下「広報紙等」という。)に使用する写真又は動画(以下「写真等」という。)を撮影するカメラマン(以下「市民カメラマン」という。)の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。(職務)
- 第2条 市民カメラマンは、次の職務を行うものとする。
 - (1) 市の情報発信のための写真等の撮影に関すること。
 - (2) 貝塚市市民カメラマン取材報告書(様式第1号。以下「取材報告書」という。)の作成 に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。

(対象者)

- 第3条 市民カメラマンは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する満15歳以上の者(中学生を除く)
 - ア 市内に在住している者
 - イ 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務している者
 - ウ 市内に存する高等学校等に在学している者
 - (2) 写真等の撮影に必要な機材(デジタルカメラ又はスマートフォン)、消耗品その他撮影 に必要な物品等(第6条に規定する貸与物品を除く。)の調達及び移動に係る経費につい ては自己負担とし、無償ボランティアとして活動が可能な者
 - (3) 市長が指定する期間内に、撮影データ及び取材報告書の提出ができる者 (登録の申請)
- 第4条 市民カメラマンとして活動を希望する者は、貝塚市市民カメラマン登録申請書(様式第2号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。この場合において、申請者が未成年者であるときは、当該未成年者の親権者の同意を要するものとする。

(登録の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市民カメラマンの登録を決定し、貝塚市市民カメラマン登録決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市民カメラマンの登録期間は、前項の規定により登録を決定した日からその日の属する年度 の末日までとする。ただし、特に登録の取消しの申出がない場合は、当該年度の翌年度の末日 まで延長する。

(貸与物品)

- 第6条 市長は、第2条の職務を円滑に進めることができるよう、市民カメラマンに対し次に掲 げる物品を登録期間中貸与し、市民カメラマンは、貸与された物品を登録期間終了後速やかに 返還するものとする。
 - (1) 貝塚市民カメラマンと明記した標章
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(登録の取消し)

第7条 市長は、市民カメラマンが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民カメラマン

の登録を取り消すものとする。

- (1) 市民カメラマンから登録の取消しの申出があったとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、貝塚市市民カメラマン登録取消通知書(様 式第4号)により当該市民カメラマンに通知するものとする。

(著作権等)

第8条 市民カメラマンが撮影し、市に提出した写真の所有権、使用権等は、貝塚市に帰属するものとする。

(庶務)

第9条 市民カメラマンに関する庶務は、総合政策部魅力づくり推進課において処理する。 (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民カメラマンの募集に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則(令和5年4月24日決裁) この要綱は、決裁の日から施行する。